

この名簿は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため提出していただくものです。
施設利用前に記入し、**火葬許可証と併せて提出**していただきますようお願いいたします。
三刀屋斎場で写しを取った後に返却しますので、代表者が1ヶ月間保管してください。
詳細は裏面をご覧ください。 雲南市・飯南町事務組合

三刀屋齋場利用者名簿

令和 年 月 日

次のとおり利用者全員の名簿を提出します。利用者の新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、遅滞なく指定管理者へ連絡します。

利用日時	令和 年 月 日 () 時 分～				
代 表 者	住 所				
	氏 名				
	電話番号	※日中のご連絡先			

[illegible]

利用者全員の名簿の提出について

【目的】新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とします。

【用途】関係者（利用者、他の利用者、斎場職員など）の感染が判明した場合に、次の用途に限定して必要に応じ使用します。

- （１）早期に感染拡大を防止するための相互連絡
- （２）県、自治体、医療機関等からの感染拡大防止目的の照会に対する回答
- （３）保健所等による感染拡大防止措置の対応連絡

【保管】提出された名簿は秘密を厳守し、三刀屋斎場で厳重に保管します。

【廃棄】提出から１ヶ月を経過した後に、判読できないように処理をして廃棄します。

三刀屋斎場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

三刀屋斎場では次の対策を実施しています。ご協力をお願いします。

１．感染者遺体の火葬について

国の「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」及び島根県の「遺体安置及び火葬マニュアル」に従い実施する。

２．三刀屋斎場利用者について

（１）三刀屋斎場への立ち入りの制限

- ・発熱（37.5℃以上）や強いだるさ、呼吸器症状（咳・呼吸困難等）等を有する者は立ち入りを禁止する。
- ・島根県外在住者の立ち入り制限を解除する。
- ・利用者の人数を10名程度に制限する。
- ・感染時に重症化が懸念される高齢者等の利用は極力控えるよう協力要請を行う。

（２）その他の事項

- ・利用者全員の名簿の提出を行う。
- ・施設入場時の手洗いまたは消毒及びマスクの常時着用を行う。
- ・集団での場内飲食を極力控えるよう協力要請を行う。ただし、やむを得ない場合には、和室で窓を開け十分に換気を行い飲食をする。

３．三刀屋斎場業務従事者について

（１）健康管理

- ・始業時の検温を行い記録する。この時、発熱がある場合は勤務しない。
- ・感染防止のための手洗いまたは消毒を行い、手袋、マスク等を着用する。

（２）場内管理

- ・利用者に対し適正な利用の告知を行う。
- ・場内の常時換気及び必要に応じた場内各所の消毒を行う。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては対策を変更する場合があります。